

2025年度 第1回
町田市障がい者施策推進協議会

2025年6月24日（火）

町田市地域福祉部障がい福祉課

午後6時31分 開会

○笹川担当課長 お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

定刻となりましたので、始めさせていただきますと思います。

まだ来られていない方もいらっしゃると思いますが、欠席の御連絡はないので、来られると思います。

本日、司会を務めさせていただきます町田市地域福祉部障がい福祉課担当課長の笹川と申します。よろしくお願いいたします。

本日の出席者ですが、18名の予定です。まだ2名いらしていませんが、遅れて来られるかなと思います。中川委員と佐藤委員は欠席の御連絡をいただいております。

本日の協議会には傍聴席を設けておりまして、4名の方が傍聴されています。また、令和7年度東京都の相談支援従事者現任研修の一環としまして、ウェブ会議方式にて14名の方が傍聴されています。

傍聴人の方は、注意事項を守っていただくようお願いいたします。

また、会議の議事録作成のため、委託事業者の会議録研究所が同席しております。正確な議事録作成のため、発言される方は、発言の前にお名前をおっしゃってから発言をお願いいたします。

それでは、資料の確認をいたします。

事前に送付いたしました資料として、本日の会議の次第が1枚と、資料が1から7までございます。資料1は2025年度町田市障がい者施策推進協議会委員名簿・事務局職員一覧、両面刷りのA4判のものになります。資料2、2025年度の町田市障がい者施策推進協議会の開催予定ということで、A4判1枚のものです。資料3「町田市障がい者プラン21-26後期計画（2024～2026）重点施策における2024年度実績」ホチキス止めのものです。続きまして資料4「計画の振り返りについての各部会からの意見」になります。資料5「自立支援協議会の役割について」、資料6「（仮称）町田市障がい者プラン27-32の策定について」、最後に資料7「（仮称）町田市手話言語条例の制定に係る検討について」。

また、本日配付で、委員の方からの当日資料が配付されています。

また、本日の会議の中で水色の冊子「町田市障がい者プラン21-26後期計画（2024～2026）」を御参照いただく場合がございますので、お手元に御用意をお願いいたします。

不足している資料はございませんでしょうか。

ここで、資料1について訂正がございますので、お手数ですが訂正をお願いいたします。

資料1、委員名簿の11番、神田委員の役職欄ですが、6月19日付で事務局長に就任されています。机上に訂正版の資料があると思いますので、そちらに差替えをお願いいたします。

資料の確認は以上です。

続きまして、今年度に入って協議会の委員に一部変更がございましたので、報告いたします。

資料1、2025年度町田市障がい者施策推進協議会委員名簿・事務局職員一覧を御覧ください。

4名の方が新しく委員になられています。御紹介いたしますので、簡単に御挨拶いただければと思います。資料でお名前が網かけになっている方です。

まず、町田公共職業安定所の湯地委員が退任されまして、新たに所長の柴田委員に御着任いただきました。

柴田委員、一言御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員 ハローワーク町田の柴田と申します。皆さん、こんばんは。4月に着任いたしました。皆さんどうぞよろしくお願いします。

御存じのとおり、ハローワークでは障がいのある方に対する就職の支援とか、障がいのある方を雇用する事業主への支援を行っております。ちなみに令和6年度、ハローワーク町田を利用して就職された障がい者の方は288名となっております。

本日の協議会での施策を踏まえまして、皆様と連携を図りながらハローワークの業務運営を進めていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、お願いいたします。

○笹川担当課長 柴田委員、ありがとうございました。

続きまして、東京都立町田の丘学園の福元委員が退任となりまして、新たに副校長の野口委員に御着任いただきました。

野口委員、一言御挨拶をお願いしたいと思います。

○野口委員 皆様、こんばんは。

今年度からこちらでお世話になることになりました、都立町田の丘学園副校長の野口でございます。

本校は今、151名の教育系スタッフの中で、なんと今年は新規採用職員が25名ということで、6分の1の教員が新たに今年からとなりました。アフターケアというところもまだよく分からないような職員がいる中で、こういった会に私が参加させていただくことでそういった情報を、目の前で相手にしている児童さんのことだけではなく、卒業後のことも考えられるような職員の育成に努めてまいりたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○笹川担当課長 野口委員、ありがとうございました。

続きまして、社会福祉法人町田市社会福祉協議会から選出の叶内委員が退任されまして、新たに同協議会の事務局長の神田委員が着任されました。

神田委員、御挨拶をお願いいたします。

○神田委員 皆さん、こんばんは。社会福祉協議会事務局長をしています神田と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま、御紹介があったとおり、叶内が長年務めていましたが、19日をもって町田市社会福祉協議会を退職いたしました。それに伴い委員を交代した次第です。

よろしくお願いいたします。

○笹川担当課長 神田委員、ありがとうございました。

続きまして、町田市聴覚障害者協会の辻委員が退任されまして、新たに同協会の砂田委員が着任されました。

砂田委員、一言御挨拶をいただきたいと思います。

○砂田委員 こんばんは。御紹介にあずかりました町田市聴覚障害者協会の砂田といいます。

5月に辻から代わりました。いろいろと分からないところがあると思いますが、御協力よろしくお願いいたします。

○笹川担当課長 皆様、ありがとうございました。

委員の皆様の委嘱状につきましては、本来であれば市長よりお渡しすべきところですが、時間の都合上、省略させていただいて、個別にお渡ししております。

新たな委員を迎えてのスタートとなりますので、ほかの委員の皆様からも一言御挨拶をいただければと思います。

石渡会長から時計回りで御挨拶をお願いできますでしょうか。

○石渡会長 今、会長をやらせていただいている石渡と申します。

十日市場の駅から近いところにある東洋英和女学院大学で障がい者福祉を長くやっていましたが、今は定年して好きなことをやらせていただいています。

○谷内職務代理 桜美林大学健康福祉学群の谷内と申します。

本年度も引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉委員 私も桜美林大学健康福祉学群の教諭をしております、小泉と申します。どうぞよ

ろしく願いいたします。

○刑部委員 堺地域障がい者支援センターの刑部と申します。よろしく願いいたします。

○荻野委員 鶴川第一地区民生委員の荻野です。よろしく願います。

○藤本委員 町田市障がい者就労・生活支援センターりんくの藤本でございます。よろしく願いいたします。

○風間委員 町田市身体障害者福祉協会の会長をしています風間博明です。よろしく願いいたします。

○堤委員 自立生活センター町田ヒューマンネットワークの副理事長をやっております堤と申します。相談支援部会の部会長もやっております。よろしく願います。

○小野委員 まちされんから委員に選出されています小野と申します。

まちされんは主に障がいのある人たちの福祉的な就労の場の作業所や、グループホームや放課後等デイサービス、そういった事業所が会員の構成です。

私は、この協議会では障がい者計画部会の部会長を務めさせていただいています。よろしく願います。

○陶山委員 町田商工会議所から参りました陶山と申します。

この会議には商工会議所から出席しておりますので、障がいをお持ちの方が、いわゆる民間サービスですかね、その中で暮らす、関わるというところに着目した立場で関わらせていただいております。引き続きよろしく願いいたします。

○飯長委員 NPO法人町田市精神障害者さるびあ会、サルビアというのは御存じのように町田市の花でございます。この春にようやくホームページをリニューアルしまして、そのときにロゴマークも必要だと言われてかわいいロゴマークを作りました。ホームページを御覧いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○土田委員 町田市障がい児・者「親の会」連絡会の土田と申します。よろしく願いいたします。

○松崎委員 町田市歯科医師会の副会長をしております松崎と申します。よろしく願いいたします。

歯科医師会では障がい者歯科診療所がありまして、今までは水・木の2日だったんですけれども昨年から水・木・金の3日になりまして、金曜日は主に検診ということでやっております。また、町田の丘学園の検診にも行っております。

よろしく願いいたします。

○笹川担当課長 皆様、ありがとうございました。

続いて、事務局にも4月の人事異動で変更がございましたので、職員から一通り御挨拶させていただければと思います。

○新谷課長 皆さん、こんばんは。本日はお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

4月から障がい福祉課長になりました新谷と申します。よろしくお願いいたします。障がい福祉課自体は初めてというところもありまして、まだちょっと不慣れといいますか、日々勉強させていただいているところです。

こちらの障がい者施策推進協議会、私たち町田市として障がい者施策をどのように進めていくかという中で、皆様からの御意見をいただきながら、こういった形で考えていけばいいか、そういった参考にさせていただく非常に重要な場だと認識しております。

本日いろいろ議題がございます。新しいプランを来年度作成するといったこともございますし、また、手話言語条例の策定も今後、進めていきたいと考えております。また、昨年度、制定させていただきましたいわゆる差別解消条例、こちらの周知活動を市でも引き続き進めさせていただいて、皆さんが平等に住んでいけるような、そういった社会づくりに市としても取り組んでいきたいと思います。

1年間、何回も御足労いただくことになるとは思いますが、貴重な御意見をいただけたらと思いますので、どうぞ1年間よろしくお願いいたします。

○笹川担当課長 障がい福祉課担当課長の笹川です。引き続きよろしくお願いいたします。

○森本主任 障がい福祉課、事務局の森本です。よろしくお願いいたします。

○土志田係長 4月から障がい福祉課総務係長になりました土志田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木係長 4月から障がい福祉課統括係長兼福祉係長となりました鈴木と申します。引き続きよろしくお願いいたします。

○中川係長 4月から障がい福祉課支援係長に着任しました中川です。よろしくお願い致します。

○増田担当係長 障がい福祉課支援係の増田です。引き続きよろしくお願いいたします。

○篤永担当係長 4月から障がい福祉課総務係の担当係長になりました篤永と申します。よろしくお願い致します。

○有田担当係長 支援係の有田です。引き続きよろしくお願い致します。

○渡部担当係長 同じく支援係担当係長の渡部と申します。2年目です。よろしくお願いいた

します。

○藤井委員 遅れての参加で申し訳ございません。私、旧町田市社会福祉法人施設等連絡会の副代表として委員に選出されております。現状は一般財団法人ひふみ会という、町田の小野路で医療機関と障がい福祉施設をやっている法人の代表理事をしております藤井と申します。

この会に継続して参加させていただいて、本当に小さな町田市内での福祉に取り組むきっかけに少しでも携われればと思っております。よろしくお願いいたします。

○笹川担当課長 それでは、以後の進行については石渡会長にお渡ししたいと思います。

石渡会長、よろしくお願いいたします。

○石渡会長 石渡です。

皆さんの自己紹介も終わりましたので、ちょっと雰囲気や和んだかなと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第【2】報告事項に入らせていただきます。

まず最初に、2025年度町田市障がい者施策推進協議会の開催予定について、事務局から御説明をお願いいたします。

○森本主任 事務局の森本です。

私からは資料2について説明させていただきますが、本日、初めて施策推進協議会に参加いただいている委員の方もいらっしゃいますので、まず、障がい者施策推進協議会とはということから簡単に御説明させていただきます。

障がい者施策推進協議会は、町田市の障がい者施策を総合的に協議するため、障害者基本法の規定に基づいて2010年度に市の附属機関として設置されました。設置の目的としては「町田市における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進について調査、審議するため」としています。設置根拠として、町田市障がい者施策推進協議会条例がございます。

この協議会の委員の構成ですけれども、学識経験者、保健医療関係団体の代表、福祉関係団体の代表、経済関連団体の代表、教育関係団体の代表、関係行政機関の職員というメンバーで構成されております。

委員の任期は3年としておりまして、今、皆様は各推薦団体から推薦いただいている方もいらっしゃると思いますけれども、前任の委員の残任期間を引き継いでおりますので、今の委員は一旦、今年——2025年10月31日までが任期となります。

事務局は、地域福祉部障がい福祉課が行います。

この施策推進協議会は障害者基本法の規定だけでなく、自立支援協議会や、障害者差別解消

法に基づく障害者差別解消支援地域協議会としての役割も担っています。

この協議会の主な取組としましては、町田市障がい者プラン21－26の進捗管理、及びその他、障がい者施策に関わる情報の共有や協議を行っております。

この協議会には、専門的な事項を調査、審議するための専門部会を3つ設置しています。1つ目が就労・生活支援部会。この部会では、障がい者の就労支援を進めるための市を含む関係団体等との情報共有や、過去には就労の実態調査を実施しています。2つ目は、相談支援部会。相談支援部会では、相談支援事業のネットワークづくり及び相談事例の問題解決に向けたシステムづくり等の検討をしております。3つ目は、障がい者計画部会。町田市が策定している障がい者計画及び障がい福祉事業計画の進捗管理、及び新たな計画策定に向けた検討を行っております。

簡単ではございますが、協議会についての説明は以上でございます。

この協議会の2025年度の開催予定について説明させていただきます。

資料2を御覧ください。

表の左側が、施策推進協議会の今年度の予定になります。まず第1回、本日6月24日に開催しております。既に送付資料としてお送りした次第にも記載しておりますが、本日取り扱う議事は、まず報告事項として、この協議会の開催予定について、障がい者プラン21－26重点施策の2024年度実績について。議事として、（仮称）町田市障がい者プラン27－32の策定について、自立支援協議会としての役割について。その他として、（仮称）町田市手話言語条例の制定に係る検討についてを予定しています。

第2回目ですけれども、今、表では9月と記載しておりますが、昨日、正式に第2回の日にちが確定しましたので、御案内します。第2回の開催は10月2日木曜日、時間は本日と同じ、午後6時30分から午後8時30分までを予定しております。会議の開催場所につきましては、今、調整中でございますので、決まり次第、改めて御案内を申し上げます。

第2回で行う議事は、あくまで予定ですけれども、報告事項として障がい者プラン21－26福祉事業計画の2024年度実績について、2024年度の障がい者虐待・障がい者差別の状況及び取組について。議事として、（仮称）町田市障がい者プラン27－32の策定についてを予定しております。

第3回目以降につきましても、議事としては（仮称）町田市障がい者プラン27－32の策定について引き続き検討していくとともに、第3回に関しましては、先ほどお話ししたとおり協議会の委員の任期が10月末までとなりますので、11月には委員の改選を予定しています。

第4回目に関しましては年度最後の協議会になりますので、2025年度の各部会の活動報告を行っていただきます。議事として、2026年度に具体的に計画の検討・策定を進めていく（仮称）町田市障がい者プラン27－32の策定に係る検討について、市長から協議会に対して諮問する予定でございます。

資料2、2025年度の町田市障がい者施策推進協議会の予定についての説明は、以上です。

○石渡会長 御説明ありがとうございました。

町田市は当事者の運動がとても活発で、行政といい連携を取れているところだと私は理解しておりました。

この協議会は、自立支援協議会ですとか差別解消の協議会などの役割も併せて持っていることがほかと少し違う特徴かなと思います。今日の議題とも関連してくると思いますが。

今、御説明いただいたことについて、御質問や御意見がおありの委員がいらっしゃいましたらお願いいたします。新しい委員の方、何かはっきりしないことがあったらどうぞ御遠慮なく。

よろしいでしょうか。

では、事務局で整理していただいた協議会の役割やそこら辺を確認したところで、次に、報告事項の2番目、町田市障がい者プラン21－26重点施策の2024年度実績についてに入ります。

各部会の振り返りについて、それぞれの部会長から御報告をいただきます。5分くらいずつでお願いできたらと思います。

では、計画部会の小野部会長からお願いしてよろしいでしょうか。

○小野委員 新しい委員の方もいらっしゃるので、資料3ですね。これが事務局で整理していただいている、障がい者プラン21－26後期計画の中の重点施策の実施状況の評価になります。

障がい者プラン21－26の中には、先ほど森本主任からも説明があったように、2つの法律に基づく計画が盛り込まれています。1つは、障害者基本法に基づく障がい者基本計画。障害者基本計画というのは福祉だけでなく、環境や交通や権利擁護や差別解消や全般に関わる、市役所で言えば全庁にまたがる計画になる。もう一つが総合支援法に基づく福祉事業計画で、これは特に障害福祉のホームヘルプサービスであるとかグループホームとか、あるいは就労関係だとか、それについて、介護保険の事業計画と同じように見込み量を立てて、それを達成していく。その2つの計画を併せ持っているのが町田市障がい者プラン21－26になります。

先ほど今後の予定の中で次年度のところにあった障がい者プラン27－32の策定というのは、おおむね障がい者基本計画に関わるところが——国の法律制定の時期がずれたことで基本計画と障がい福祉事業計画の策定と点検の時期がずれるんですね。それもあって、次の福祉事業計

画は2027年度、だから2026年度に検討するんですが、来年、障がい者プラン27－32の中で検討していくのは基本計画、市役所で言えば全庁にまたがったものになる。

ですので、この後、A 3の資料で各部会から報告する検討状況は両方に係っています。ただ、重点施策は基本計画を視野に入れて、その中に福祉事業計画の細かな施策も盛り込まれている、そういう理解で聞いていただければと思います。

このA 4の事務局が策定している実績の資料を、各部会でこの間、評価・検討してきました。計画部会で検討してきた中で出された意見を報告します。

資料4の1枚目から3枚目までが計画部会で出された意見です。ただ、計画部会は8月にもう一回やりますので、もうちょっと詳しく中身をチェックしたいという委員がたくさんいるんですが、当事者の方も含めて。ですので、今日出されている意見はまだ途中、1回目の部会での意見だということで見えていただければと思います。

時間の都合もあるので要点だけ、特徴的なところを御紹介します。

まず、資料4の1ページの2番です。町田市は長い歴史で積み重ねてきた障がいのある人の青年学級、生涯学習センターにありますが、その再構築がこの間、検討されて進められてきているんですが、部会の委員の中からは、生涯学習センターの建物の建替えに伴っての活動状況の質問などもありましたが、今後どうなっていくんだろうという不安の意見が出されました。

左に番号がありますが、3番、4番、5番、6番、7番、この辺はほとんど暮らしの点ですね。今、町田市にはホームヘルプサービスや重度の障がいのある方の介護の事業、そういったものも地域の生活を支えていく上で重要な役割を果たしているんですけども、併せてグループホームが今、149か所あります。ただ、部会の中では、様々な意見が出されていますが、重い障がいのある人の暮らしの場となるグループホームがなかなか増えないねという意見が出されています。

例えば4番、5番のあたりでは、町田では「重い障がいのある人」の定義を、特にグループホームを設置する上では指定権者は東京都なものですから、町田市に指定する権限はないんですね。ですので「今後、重い障がいのある人の暮らしの場を」という声がやはり根強くあります。

要するに、80年代から90年代にかけて養護学校を卒業した障がいのある人たち、あるいは精神科病院を退院した精神の人たちが地域で働くようになって、地域で活動するようになった。その人たちが今、40代、50代になって、もう本当に暮らしの場が喫緊の課題になっています。でも、149か所できて重い人たちが暮らせるところがなかなか増えていかない。そこについ

ての委員の意見が多くあります。

2 ページ、日中活動。重い障がいのある人たちは様々な社会活動に参加したり、あるいは福祉的な就労、人の支援のある働く場で活動していますが、特に重い障がいのある人たちの活動の場である生活介護、ここは定員総数に対して登録者数がどこも超過しているんですね。けれども町田市の報告では、実利用者数で定員を下回っているのもまだ充足できるという報告があったので、そこへの意見が強く出ていました。具体的には、8月実績で見ているので、もう少し利用者数が多い月でデータを出すべきではないかという意見が出ていましたね。そして、今後の生活介護の事業の整備の在り方についての意見が出されました。

3 ページは障がい者雇用に関わる点ですが、特にここでは16番で、難病の当事者の方が委員にいらっしゃるんですけども、難病の方は福祉サービスにつながったり相談につながったりする機会がすごく少ないんですね。働くということに一番ハードルがあって、この福祉計画やプランの中で難病の人たちの雇用の支援の対策をもっと講じるべきではないかという意見。

また、18番で、今後、2026年には法定雇用率が3%になる。それに対して町田市としてはどうするのか。この間も雇用の問題や年金の問題がマスコミでも報道されていますけれども、ダブルカウントを含めて、重度の人を1人雇っていると2人雇っているというカウントになるんですけども、そういったカウントの仕方もどうなんだろうねというのは部会では出ていました。ただ、これは国の制度なので、市としてどうにかなるということではありません。

相談については3ページの19、20、21番にあります。

20番では、部会ではなく後日の意見として、もっと支援員の情報交換の環境を整えるべきではないかという意見が出ていました。

また、21、22番では手話通訳について、聴覚障害者団体から講習会の回数の問題や、もっと手話通訳者の配置を生活の場に広げてほしいという意見が出されていました。

4 ページでは防災、避難に関して、24、25、26、27番ですね。特に障がいに特化した避難所の在り方や、そこでの合理的配慮、障がいの特性に応じた配慮の整備状況についての意見が出されました。

最後に5ページの29番ですが、これも福祉の現場ではもう喫緊の課題というか、悲鳴が上がっているんですけども、ホームヘルパーの重度の訪問介護のヘルパーも、あるいはグループホームの支援員も、本当に人がいない。どうするんだというのは計画の検討の中で何度も議論にはなっているんですが、障がい福祉人材確保でバスツアーを実施しました、ただ、参加者が4人という実態で、もっと実効性のある計画をプランニングする必要があるのではないか、十

分ではないのではないかという意見が出されました。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○石渡会長 小野部会長、ありがとうございました。

大事な問題が提起されていたかなと思います。

次に、相談支援部会の意見をまとめていただいていますので、堤部会長に御報告をお願いいたします。

○堤委員 相談支援部会の堤です。

部会のときには急だったせいであまり意見が出ず、後日意見の方が多いのですが、これも立ったものを紹介したいと思います。

まず、「暮らすこと」の中の「地域生活支援拠点等が有する機能の充実」に対して、どのような状態が拠点が充実した状態であるのか不明ですと。ちなみに、地域生活支援拠点というのは何かというと、町田市では支援センターがある5つの地域ごとに面的整備を進めて、福祉のネットワークをつくって、その中で、緊急時の対応とか体験の場の提供とか、専門人材の育成とか地域の体制づくりなどを進めていくということで、ここ何年かかけて拠点の指定を受けた事業所が幾つかありまして、今、相談支援事業所と短期入所がその指定を受けています。

指定を受けると何が違うのかが一番重要なんですけれども、今、言った5つの機能に対して、より積極的にその事業所には活動してほしいとか、地域課題を提案していくとか、短期入所であれば緊急時に進んで受け入れをしていく、そういった形でそれぞれの面的整備を行っていくのが拠点機能となるんですけれども、ただ、一応拠点の指定を受けたところは一定数というか、相談が今、7つだったか9つだったか——と、新たに短期入所が5か所増えたところで、増えたことを成果としてはいますけれども、では、実際に何が変わったのかということと、特に地域に住む利用者さんにとっては、むしろ「地域生活支援拠点」という言葉さえ知らない人のほうが多いのではないかと。それがあるから何が変わったのか利用者からはとても見えづらいと思うので、「利用者の評価を反映させたらどうでしょうか」とか「利用者が拠点のサービスに満足しているのでしょうか」「緊急時の迅速な対応」が必要な機能です」といった声が出ています。

ただ、実際問題、何がどう変わったかというところは今いち、特に利用者目線で見るときにはほとんど見えてこないという実情があるのではないかとということがあります。

その下は後日意見ですけれども、「記録書等から抽出した地域課題を町田市障がい者施策推進協議会へ報告し、解決に向けた議論につなげます」とあります。これを促進するために、

地域課題の抽出は進みはじめましたが、解決に向けた議論が進まない実態があることを課題として記載し、障害要因を取り除く対策を検討すべきです。そして、解決に向けた議論の成果を踏まえて次期障がい者プラン27－32を検討することを求めます。特に以下は重要であり、障がい者プランと高齢者支援、子育て支援が連結した内容が次期障がい者プランに記載されることを期待します」という意見があります。

ここで言う「記録書」というのは、ちょっと舌を噛みそうなんですが、町田市地域体制強化共同支援の記録書というものがあって、これは地域生活支援拠点の指定を受けるとちょっと加算の重い記録書という形で、ただ、これは単独ではなく複数で、担当者会議のような会議を行った上で地域課題とか地域づくり、社会資源の開発等への提案などを行う記録書が、この拠点ができたことによって作られました。実績には6つ出ているという話がもう載っていますけれども、それだけでなく、各支援センター協議会等で話しているとどんどん新たな課題が出てくるんですが、その課題の解決に向けた議論につなぐシステムがないということ。

これはこの後の議題とも絡んでくると思うので、そちらでも提案していきたいと思います。

それから、専門部会で精神障がい者の支援の専門機関の支援のモデルを検討していますが、その検討したものを次につなげるのはどうでしょうか。現場で実践しバージョンアップを図る、成功事例の共有などを行ってはどうか。社会的入院の解消は社会課題であるにもかかわらず、地域全体の組織的な取組はなく、病院や相談支援事業所、居住支援法人などによる個別支援が中心で基盤整備が進みません。課題に位置づけ対策を検討すべき。

6 ページに移りますけれども、「暮らすこと」の「グループホームの支援の質の向上に向けたとりくみ及び基盤整備の実施」については「重い障がいや行動障がいがある方が利用できるグループホーム利用ニーズは、本人とその家族の高齢化に伴い増加及び深刻化しています。重い障がいや行動障害がある方が利用できるグループホームが増えない要因は、建設及び運営における資金確保が困難であることであり、町田市から支援を行うべきです」という意見が出ています。

7 番、「相談すること」の「相談支援体制の強化」では、「障がい者支援センターと相談支援事業所の支援力向上には運営基盤強化が必要と考えます。相談支援事業所連絡会等で事業所に協力を仰ぎ、計画相談支援の受け入れが拡充しない理由の調査・分析し具体的な対策を検討すべきです」町田市は、福祉サービスを利用している方々にやるべき計画相談がまだあまり広がっていないし、事業所の数も足りないということで、そのあたりの対応策は必要なのではないか。

また、その下の「課題を抱え孤立している障がいがある人・家庭への相談支援」では、8050世帯への支援は必要ですが、その発生予防の視点を持った対策も必要等々の意見があります。

6ページの下から2番目、「保健・医療のこと」への意見ですけれども、「精神障がい・知的障がい・自閉症などの障がいを理由に受診、救急搬送を断られることがあります。また、受診した際に、本人の特性や理解力にそぐわない方法で診断や治療内容の説明をされることがよくあります。具体的な事例をもとに建設的に対応策を検討する場が必要だと考えます」差別解消条例に絡めてこのような意見も出ています。

大体そんなところですよ。

○石渡会長 堤部会長、ありがとうございました。

計画部会とも重なるところがあるかと思いますが、やはり課題は整理されてきたけれども、どう解決するかというところが難しいのかと改めて感じました。

就労・生活支援部会については特に資料はないんですけれども、谷内部会長に御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○谷内職務代理 就労・生活支援部会、今の資料の7ページには具体的な意見は書かれていませんが、資料3、実績についての就労の部分を御説明しながら所感を述べたいと思います。

資料3、2024年度の実績の8ページからになります。

まず重点施策7ですけれども、2024、2025、2026年と3年にわたって、実際に雇用率が低い——と言うと語弊がありますが、雇用率が非常に厳しい企業等をピックアップして訪問しております。2024年度に関しては市の方を中心に社会福祉法人を訪問して、状況を把握するとともに、なぜできないのかとか、その辺りの建設的な対話をさせていただいております。

2025年度につきましては、今度は学校法人等を回る予定で、今、進めております。

2026年度につきましては小売等の訪問を予定しているということで、毎年5か所ずつ、3か年で15所の予定になっております。

8ページの下にあります2024年度の実績内容の2つ目ですけれども、支援機関連絡会を今回リニューアルしていただきまして、今年度、訪問した法人と支援機関との顔合わせ等もしているということで、2024年度の評価としては「◎」としております。

続きまして9ページ、これも再三こちらの協議会で話題に上がっていたところですが、町田市役所では、ワークサポートルームという部署を予定より半年の前倒しで開設していただいております。2024年度につきましては、そこにありますように法定雇用率の達成を目指すであっ

たり、ワークサポートルームの設置を準備し、2025年度に運用開始といったことが書かれています。

先日、私どもの部会でも見学させていただきまして、現場の職員の方たちに現状を御説明いただいたりしました。

取組内容のところを御覧いただきますと、真ん中辺りの②ですが、ワークサポートルームを10月1日に開設しましたということです。そして2025年4月には専用のお部屋を市役所の中に確保していただいております、3名増員ということで合計5名体制でしているということです。さらに専任の支援者、スタッフも2名で対応するというので取り組まれている。

業務の切り出しに関しても、市役所の中にたくさんあるということで、各部署とも非常に協力態勢を取っていただいて、それぞれの部署でワークサポートルームで受けてもらえるような業務の切り出しを行って、活動されているということです。

ですので、こちらも評価としては「◎」となっております。

以上、報告となります。

○石渡会長 ありがとうございます。

今、3つの部会から本当にいろいろな分野についての御報告をいただきましたが、それぞれの委員のお立場から何かお気づきのことがあれば、御質問、御意見いただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは【3】議事に入りますが、1つ目は、自立支援協議会としての役割についてとなっています。

先ほどあったように課題は見えてきて、その解決が自立支援協議会の重要な役割でもあるのですが、この辺り、町田市では推進協議会と自立支援協議会が一緒になっていて、そのメリット、デメリットがあるかなというところは今までも御意見としていただいていたかと思います。

それでは、自立支援協議会について御説明していただいた上で、今の3つの部会からの報告や重点施策についての御意見も重ねてで結構ですので、御意見をいただければと思います。

(資料配付)

○石渡会長 今、追加の資料が配付されていると思いますが、まず、資料5の説明を事務局からお願いします。

○有田担当係長 事務局、有田です。

資料5「自立支援協議会の役割について」を御覧いただきたいと思います。

この追加資料は後で堤部会長からのお話のときに使いますので、まずは資料5を御覧ください。

い。

時間もありますので、これについてはさっといきたいと思います。

自立支援協議会、先ほど少しお話がありましたが、この施策推進協議会が自立支援協議会を兼ねているというのが町田のつくりです。

では、自立支援協議会とは何なのかですが、まず、総合支援法にこのような形で載っています。

自立支援協議会が主にどんな機能を持つのかというと、厚生労働省が運営ガイドラインを出していますので、そこからの抽出ですが、①個別事例への支援のあり方に関する協議、調整。②地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有。③地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有。④地域における関係機関の連携強化。⑤、この⑤が大事なのですが、社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施。⑥市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等。⑦都道府県協議会との連携、ほかいろいろございます。

当然、施策推進協議会とかぶっているところもありますけれども、この自立支援協議会の肝は、社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組を実際やっていこうという会になります。

特に協議会の中で大事なのが、地域の課題に対して協議、検討しやすい組織、体制づくりをどのようにやっていくかは、その協議会が考えて運営していくことになります。ですので、そのために専門部会を設置するのか、またはフォーラムとか研修会等をやって協議会として取り組んでいくのか、さらに協議会に新たな分野の参画を求めていくかなど、協議会をどのようにやっていくかはそれぞれが考えていく。その調整機能が求められています。

では、一般的な課題に向けてどうやっていくかということ、まずは地域にどういう課題があるかを蓄積していく、その課題解決に向けて検討するために例えば専門部会といったものを設置して、その共有化された地域課題の解決に向けて、課題ごとに専門部会があるならば、そこでどのような社会資源の開発あるいは改善を行っていくことが好ましいか検討するということですね。その検討された内容は、その都度、全体会に戻していった検討の方向を確認する。

社会資源の開発に向けて、全体会を通じてどんどん提案し、「こういうふうに行っていきませんか」ということで実現に向けて働きかけていくということですね。社会資源の開発と改善のためには、まず町田のこの地域に何が必要なのかをアセスメントして、足りないものがあれ

ば、どのようにやっていったらいいかを考えるのが自立支援協議会の機能とされています。

では、町田がどのようになっているかというところではありますが、ほかの市にも自立支援協議会があって、運営はいろいろされています。市によって考え方は違っていいと思っていて、この資料は相模原市と世田谷市と調布市、これは全部ホームページに載っていますので、それをそのまま出しています。

相模原は課題を挙げていって、課題検討会があって、運営会議があって、そこで協議したことを自立支援協議会の全体会に上げているよとか、世田谷は、大きいのでエリアごとに自立支援協議会を考えていて、それを全体の協議会で共有していくというつくりになっています。そしてもう一つ、「（３）令和５年度の体制」と書いてあるのが調布市ですけれども、調布はこういった形になっています。やはり個別支援会議からサービスのあり方検討会に課題を上げていって、運営会議があって、ワーキングをしていく形になっている。相模原などは「こういうものをつくりましたよ」という成果物もホームページに載っていますので、見ていただけたらと思います。

せっかく調布市がここにありますし、谷内先生は調布市の自立支援協議会の会長でいらっしゃいますので、どんなふうにやっていらっしゃるか教えていただけたら皆さんもイメージが湧くのかなと思いますので、お願いしたいと思います。

○谷内職務代理 では、簡単に御説明させていただきます。

調布市の資料を御覧いただければと思いますけれども、調布市は2006年３月に協議会を設置しています。ちょうど自立支援法が施行された年ですね。私は今、13年間協議会に関わってまして、会長をさせていただいています。

調布市の特徴は、一言で言うとボトムアップです。社会資源の開発・改善ありきの運営をしています。ですので、協議会の発足からもう幾つも社会資源をつくり上げてきています。それを一つ一つは時間がないので省略しますが、この図で見ていただけるように、全ての根拠は個別支援会議にあるという考え方なんです。個別支援会議からボトムアップで上に上がっていきます。そして３つのワーキングでそれを練るということです。

このワーキングも、世田谷も相模原もそうですけれども、大体専門部会を置くわけですね。専門部会を置くと、そのことしか議論できないんですよ。当たり前ですけれども。例えば権利擁護部会という専門部会をつくると、もうずっと権利擁護のことをやるだけです。もちろんそれはそれで大事なんですけれども、それでは社会資源はつくれないうんですよ。限界がある。つくれる範囲が狭くなります。そうではなくて、調布市では今、ワーキングが３つ並んでいま

すけれども、課題別の分科会という扱いになっていまして、1年から3年で潰れます。潰れるというのは、社会資源をつくったら消滅します。そして新たな課題がまた下からボトムアップで上がってきまして、新たな課題でワーキングが動き始めます。

それぞれのワーキングには、学識経験として大学教員が座長としてついています。私はワーキング2の座長も兼ねているんですけれども、福祉教育に関して取り組んでいます。ですので、例えばワーキング1の「福祉にフィットしない方たちの……」というのは2年間でもう終わりました、明後日また全体会があるんですけれども、今度は行動障害に関するワーキングが始まります。

医療と福祉のワーキング3も終了しました。こちらは、例えば病院のお医者さんたちに障がいのことを理解してもらえていない、だから診察の場合もいろいろなトラブルが起きるわけですね。ですから、まず医療機関でどういったことが起こっているかみたいな調査をして、啓発本を作って各医療機関に配るといったことで2年間で成果を出して、終了となりました。こちらは今度、福祉職の定着に関するワーキングが明後日から動き始めます。定着というのは、辞めないということです。新しい方を受け入れるのではなくて、今いる方を辞めさせないためにどうしたらいいのかというワーキングが動き始めます。

学齢期については今、3年やっているんですけれども、今年度も引き続き教育委員会の方たち、先生方と一緒に、町田でもいわゆる障がい疑似体験をやっていると思いますけれども、そうではなくて、先生方が障がい理解教育をできる授業パッケージ、教材から動画から全部パッケージにして、それを教育委員会にお預けして、より広く障がい理解を広めるという取組を私のほうのワーキングでやっているということで、とにかく1年から3年で消滅していくというのが特徴なんです。

ですので、例えば先ほど堤委員、小野委員からいろいろ御報告いただいた中でもこれが足りない、それもないという声がたくさんありましたけれども、結局町田のやり方だと、進捗管理も大事だと思いますけれども、計画ありきですよ。計画というのはもちろん大事ですが、予算措置がない限り、市も計画に書き込めないんですよ。計画をつくった後にはなかなかブラッシュアップ、計画の中で決めたことを進捗管理するだけで終わっていくわけです。ですから新たな課題は次から次に出てきますけれども、それに対応できていないのが町田だと思います。

調布はそうではなくて、新たな課題が出たらワーキングを新たに立ち上げて、そこで練って社会資源をつくっていく。例えば、重心の方が入れるグループホームがないという課題が数年

前に出たんですね。そのときは、いわゆる共同生活援助で重心の方を受け入れるとなると、赤字になってしまうんですね。今の報酬だと人手が足りないんです。では、どうしたかという
と、調布市はそこに補助をつけましょうと。市が不足分に補助をつけるような形でワーキング
で練ったわけです。どうすれば重心の方が入れるグループホームがつかれるかを練りまして、
そうした補助金制度を市につくっていただくという形であったり。

とにかく言い出せば切りがないんですが、例えば人材センターをつくりました。町田にもあ
りますけれども、町田は、どちらかというと高齢に特化したような人材センターになっている
かと思います。私もその人材センターをつくるワーキングの座長をさせていただいたので、当
時、町田にも訪問させていただいて、いろいろお話を聞かせていただいたりしましたがけれども、
やはり障害福祉に関する人材を育成するセンターは、なかなかないんですね。それを調布でつ
くりたいということで、ワーキングでいろいろな課題を練りながら、現在は社協に人材センタ
ーを運営していただいて、障がい者関係の支援者の養成等もしていただいています。

もう一点だけ、ごめんなさい。

予算措置ですけれども、それぞれのワーキングの事務局は、市ではなく、相談支援事業者が
しています。1つの相談支援事業者には1人分の予算措置をして、全体会の報告書の議事録の
作成であったり、それぞれ事務局を兼ねて、例えばワーキング2を運営している希望ヶ丘に1
人分の予算をつけていただいて、全体会の事務局を兼ねてやっていただいているというのが調
布の方式なのかなということです。

○石渡会長 では、今、配付していただいた資料を含めて堤委員からもお願いいたします。

○堤委員 自立支援協議会の大体の考え方について今まで説明があったと思うし、谷内先生の
ところ、調布は本当に柔軟にいろいろ動いているんだなと思いました。

相談支援部会の中で話していて、やはり町田では今、ここが自立支援協議会の機能を有する
のであれば、先ほど事務局が説明してくれたこの資料で3つの地域がありますけれども、どこ
の地域にも必ず運営会議があって、その運営会議で上がってきた課題の整理、調整、これにつ
いてはどこが取り組んでほしいとか、これについては新たにワーキングをつくったほうがいい
のではないかと、そういった調整機能を持つところが運営会議になっているんですけれども、
ここにはそれに値するものがない。だから課題はどんどん出てくるけれども、それをどこが解
決したらいいのかという調整機能を持つものが必要なのではないかという意見が出ています。

昨年度、この協議会でグループワークをしたり、事務局からグループホームに特化したワー
キンググループみたいなものをつくったらどうかという提案があったんですけれども——昨年

度、一昨年度、どちらだったか……、昨年度かな——ただ、例えばグループホームに特化したワーキングはあるにしても、課題はグループホームだけではないわけだから、例えばこの運営会議に値するものがあるって、そこで「これについてワーキングをつくる必要があるだね」となってワーキングができるという流れが望ましいのかなと思っています。

今日お配りした資料は、相談支援部会の年度末の報告のときに2年続けて提出しているものに、薄い文字の部分を書き加えたものですけれども、谷内先生のお話の個別課題に類するものがこの「課題の具体例」であって、これを幾つかのグループに分けて、達成目標の段階を書いているものです。そして、では課題解決に向けての協議はどこがしていくのか。相談支援部会の3回の部会の中だけでは一つ一つの課題になかなか取り組めなかったので、今回ちょっと集中的にワーキングをすることにして、先日6月にも1度ワーキングをやりました。

その中で、御参考になるかなと思って、その考える手順についてですが、一番上の行「支援困難事例の解決に向けた相談や検討の場が不足している。＜人材の確保・養成、体制づくり＞」これが1つの課題のグループです。そして課題の具体例というのは、いろいろな個別課題とか記録書から出てきたものです。それに対する達成目標を段階的に追うと、1つ目は、定例の「相談・検討の場」が身近にある。実は下の薄い文字は後からで、最初はここまでしかなかったんですけれども。2番目が、地域全体の相談支援事業所やサービス提供事業所が定例の「相談・検討の場」を認識して活用している。3番目の段階になると、相談支援専門員が定例の「相談・検討の場」のネットワークを活用して、相談者（利用者）の希望実現や課題解決を図る支援チームを迅速につくっている。

このように段階で目標をつくっていくこととして、では定例の相談・検討の場が身近にあるのかというところで、今、それぞれの支援センターが中心になって地域会議を開いているんですよね。その地域会議は個別ケースに限らず、勉強会的な要素があったりいろいろな事業所の交流であったり、様々なことをやっているんですけれども、例えばその地域会議を定例の相談・検討の場に置き換えられないかといった提案が、この間のワーキングでは出てきました。

定例の地域会議の中で話して、支援センター連絡会で課題解決に向けての検討を行っていく。そして先ほど言った地域生活支援拠点会議の指定を受けた団体の会議が行われているんですけれども、拠点会議とも連携しながらつくっていく。

そして事例の積み上げとしては、困難事例だけでなく好事例も共有していったらどうか。これはこの間のワーキングでの話し合いを再現しているんですけれども、そういった具体例でもしやっていくとしたら、この問題解決に向けて協議する場というのは障がい者支援センター連絡

会で、地域の課題を検討して、事例検討の場の設置に向けていく、その成果を相談支援部会に報告してもらうという方向性でどうかというのがあって、ここまでだったら相談支援部会だけである程度——もちろん最終的には自立支援協議会に報告しますが、今までの体制であってもここまでであれば何とかなるかもしれない。

では、今度は2つ下、「発達の遅れや障がいのある児童のライフステージや生活状況に応じた切れ目のない支援が困難な実態がある」ということでまた個別事例がずらっと出てくるんですけども、達成目標の段階としては、関係する支援機関が出席する個別支援会議が開催され、支援方針検討と役割分担が行われている。実際に今、この段階までいっているのかなというお話の中で、個別の事例によって異なるので、まずは事例の蓄積ではないかとか、中心となる機関、そこに対しての機関を選定する必要があるのではないかとといった話が出ていまして、きっとこの問題解決に向けての場合は、子供のことは子供の計画策定の会議があるので、その計画策定のタイミングで自立支援協議会から子供の計画のほうに提案を行うような必要があるのではないかと。そして、子育て会議への提案とか連携をつくっていくには、やはり自立支援協議会としての調整機能が必要になってくるので、例えば相談支援部会単体でやっていくのは難しいよねといった話がありました。

例えば、3枚目の下から3つ目に「災害対策」とありますが、これに関しては個別避難計画の普及・啓発を行っていると思いますが、これはこの協議会というよりも福祉総務課が協議し、障がい福祉課が実働し、また相談支援部会が協議したり、これは避難計画だから防災課ですか、そういったところとの連携も必要になってくるので、やはりこういう課題になると運営、調整の機能が必要ではないかと思います。

この間はまだ1回目、全部については話し合えていないんですが、主に話し合ったのが相談というテーマの部分だったので、連絡調整機能が相談支援部会で何とかかなりそうなものがあったんですけども、今後、専門人材の育成とか体験の場となってくると、やはり運営調整機能が必要で、予算等が必要なものになったら運営調整の機能の中に計画部会の人たちにも入ってもらったり、支援センターの人たちに入ってもらったりして、新たな運営会議に当たるものを町田に1つ組織として置けたらいいのではないかとというのが相談支援部会からの提案です。

ちょっとまとまりがありませんけれども、以上です。

○石渡会長　ありがとうございます。

私も幾つかの自立支援協議会に関わっていますけれども、やはり事業所で実際に支援に当たっている方たちの声をきっちり吸い上げられて、「この人を何とかしなきゃ」という切実な思

いから解決に向かって、そのところで運営会議などの名称になっている調整機能が動いていくかなみたいに感じたりしています。

町田の課題なども含めて、今までの御説明から委員の皆様いろいろお感じのことがおありかと思しますので、ぜひ御発言いただけたらと思います。いかがでしょうか。

○小野委員 この協議会に長く関わっているので経過を若干説明しますが、障害者自立支援法ができたのが2005年、施行が2006年、そのときから堤委員と一緒にやっているんですが、その段階では自立支援協議会の設置は努力規定だったんですね。そのときの課長と堤委員とも相談したときに、屋上屋を重ねるのはよくないねということから、義務でもなかったんで、自立支援協議会については施策推進協議会が兼ねる形で整理したんですよね。そのときの課長はたしかヨシダさんだったと思うんですけども。

その後、義務化されていく中で全国の自治体で自立支援協議会ができてきたんですけども、例えば谷内職務代理が関わっている調布とか石渡会長が関わっている神奈川の自立支援協議会にしても、実効性を持ってやっていると思うんですね。私、調布に見に行ったこともあります。神奈川のほうも横浜に行ったり、隣に話を聞きに行ったりしたこともあるんですが、全国を見渡すと、何というのかな、実効性を伴わない自立支援協議会のほうが多いんですね。

先ほど谷内職務代理からのお話もありましたし、冒頭の有田係長からの説明でも、資源の開発、ここが重要なんだと。私はずっと計画部会で計画策定をやってきて、当初、気にしていたのは、実は制度上、障害福祉計画で掲げる見込み量が上限になってしまうんですね。だから地方では、もう計画に掲げた見込み量に達しているので新規の就労継続B型は認めませんか、生活介護の新規も認めませんか、そんな地方がいっぱいあるんです。今、財務省から厚労省に言われていることが、グループホームで営利法人が極めて増勢して、今はもう社福の数を上回っている。営利法人のグループホームで、空きもある。もう総量規制すべきだと。だから見込み量が上限になってくる、それを財務省が厚労省に提案しているんですけども、そういう政策動向も一方であって、有田係長の話で言うと資源開発。

その資源開発の困った問題、どうするという問題から出発してワーキングチームをつくって資源の具体的な案を立てて、それを実現してきたというのが谷内職務代理の話でした。そこには調布市が、やはり独自の補助金もつけている。それは計画部会でも何度も提案してきたんです。何度も何度も。でも、そこは予算の制約を受けるんですよね。では、果たして自立支援協議会をつくったら予算確保ができるんですかね。私は、そこが一番引っかかります。

計画部会ではずっと予算分析もしながら、今はもう障がい福祉課の予算の7割強が自立支援

給付、つまり総合支援法の介護給付と訓練等給付、そして放課後等デイサービスの給付で占められて、市の独自施策への予算配分は極めて狭いんですよね。要するに、限定された法人事業所が受けている。

施設借り上げの家賃補助、その40%の水準を守るのもすごく大変なんですけど、では、自立支援協議会をつくって「こんな資源が欲しいよね」それは計画部会でも議論はしてきているんですよ。提案もしてきている。でも、それは乗っからないんですね。というか、例えば具体的なことを言うと、自立支援法時代から、日中一時支援事業が地域生活支援事業の任意の事業としてあるんです。それは地方自治体が運営する。でも、町田市は一貫して、この日中一時支援事業をやってきませんでした。私は2006年からずっとやるべきだと言ってきたけれども、今もやっていません。やっていない自治体は、本当にごく稀ですね。

そういうもどかしさを計画部会の中でずっと感じてきて、では、ここで自立支援協議会をつくったらそのハードルを越えられるのか、壁に穴を開けることができるのか。今日結論を出す必要はないと思います。これから協議会の場で議論して、実効性のある協議会ができるのであれば私は大いに賛成です。そうでないならば組み立てが違うのかなと思うし、むしろ相談支援部会の中で出てきた地域で起こっているいろいろな問題を持ち寄ったときに、こういう資源が、こういう連携が必要だとかこういう支援が必要だとか、こういう新しい制度が必要だという意見が出ていると思うんですね。それを実現していく上で、障がい者計画部会や就労・生活支援部会や相談支援部会だけでなく事業所の相談支援員がもっと自由なワーキングをできるような自立支援協議会ができて、そこに実効性が伴うならば、私は有効な策だと思います。

町田の施策推進協議会の中での自立支援協議会をめぐる経過は、そういうことです。

今回提起されているのは、やはり相談支援部会の中でいろいろな問題が、もうそこだけで解決できないぐらいいっぱい出てきている。その解決の糸口として自立支援協議会という提案が出されていると思うので、そういう方向でぜひ、今日は問題提起だと思うので、有田係長や谷内職務代理や堤委員が提言されたような方向性で私がもどかしい思いをしてきた部分が解決できるのであれば、ぜひそういう方向性での議論を重ねていければと思います。

○石渡会長　ありがとうございました。

「実効性」をキーワードに方向性を示していただきましたが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

陶山委員、何かありそうに見えちゃいましたが。

○陶山委員　ごめんなさい、ちょっと宣伝ぼくなってしまうかもしれませんが、神田委

員、あまり宣伝ばくなったら止めてくださいね。

商工会議所で今、こんなことをやっていますというお話をさせていただきたいと思います。

この会議体が自立支援協議会も兼ねているということであればなおさらフィットする話ではないかと思うんですけれども、社会資源の開発のことだったり地域課題の対応のところですけども、今日もちっと話題になっていました障がい者差別解消条例が町田にできて、それを町田市にちゃんと落とし込んでいきたいと思いますという中で、もしかしたら差別をしてしまっている側かもしれない商工会議所の会員たちが、社長だけでなく従業員も含めて深く理解して、町田市の多くの企業は障がいを理由にサービスの提供を断らない、そんなまちづくりをしてみましようよということで、土田委員にも参加していただいたんですけれども、町田商工会議所主催で「共生社会とビジネスモデル」という、ダイバーシティとビジネスモデルみたいなところで勉強会、講演会を行いました。

ちょっと自慢になってしまいますけれども、町田商工会議所で一番人が集まったみたいなこともあって、そんなことをベースにしながら障がい者雇用をもう少し頑張ってみようよということになりました。柴田所長が就任なさっていますし、商工会議所としても今年12月8日に障がい者雇用セミナーをやってみましょうということでございます。

行政の皆様、ハローワークさん、町丘の先生等にもぜひ御参加いただければと思うんですけれども、有限責任事業組合（Limited Liability Partnership）を学んでみようということで、町田商工会議所の中でも法定雇用率が達成できていなくて納付金を払っていらっしゃる社長たちを中心に集まっていただいて、原宿でやっているローランズの福寿さんをお呼びして、もし町田市にLLPの仕組みを落とし込むならどういう方法が考えられるのか、みんなで学んでみましょうということで、今、動き出していますので、そこは皆さんと一緒に考えていければということでございます。

それから、直近ですけども、7月4日に合理的配慮をしているお店紹介の動画を撮ってみましょうということで、町田市が一番最初、障がい者差別解消条例ができたときに女性の学生のモデルさんを使って広報1面でやってくれたではないですか。彼女にまた声をかけて商工会議所の飲食店部会長のお店に行って、私と一緒に食べて対談しましょうみたいな、こんなおじさんでごめんねという話をしているんですけれども、そんなことをやって、少しずつ商工会議所の会員で合理的配慮に取り組んでいるお店紹介だったり会社紹介みたいなことができたということで、やっています。

その延長で、先ほど言った12月8日の障がい者雇用セミナーをみんなで、納付金を払ってい

る社長たち中心にもう少し具体的に未来を考えてみようという話をしていますが、翌日が障害者の日なので、町田市商工会議所の「この指とまれ」になってくださったお店、会社に限りますけれども、「合理的配慮の日」というのをやってみようということにしました。

12月9日はこのお店、あの会社が、いつもは「どうしたらいいんだろう」と取り組み切れていないところがあるんだけど、その日だけは社員をちょっと多めに置いたりだとかそんなことで、お互いに「行ってみようよ」という話をしてみましよう。その中で「行ってみたけれども、やはりちょっと違ったかな」といった御意見を当事者の皆さんから頂戴して、また改善に向けて、できたら1年に1回は、「合理的配慮の日」というのは名前がダサイと言われてはいるんですけども、何かそういったサブタイトルをつけて取り組んでいければみたいな話をしています。

この審議会が開発だったり課題に向けての協議ということであるならば、もしお許しをいただけるようであれば9月にその辺の資料をお持ちして、皆さんにまた御検討いただければと思います。

○石渡会長 神田委員、何か補足があればお願いします。

○神田委員 いえ、大丈夫です。

○石渡会長 飯長委員、何かあれば。精神も結構いろいろなところで……。

○飯長委員 まだ全体をつかみ損ねておりますけれども、精神のほうの家族会では幾つかの事例に接することがあるんですね。例えば今日のほかの自治体もそうですけれども、いろいろなシステムを考えようではないかというところが随分たくさん出てきている。ただ、例えば先ほどの相談事例等も、いずれも私などには身につまされる、日常聞いている非常になじみのある事例なんですね。そういうものにどうやって対応したらいいのか。

先ほど調布でボトムアップというお話があったときに、やはり一つ一つの事例で実践し、そこで出てきた問題を上げていくんだというのはとても大事なことだと思っております。

いろいろなケースをあれすると、こういうことを言うとぶち壊しになるのではないかと思います。言いよどむところがあるんでございますけれども、どう言ったらいいかな、制度、システムもさることながら、最後は人になる。実際のケースに携わる人がどれぐらいの人間理解と地域のリソースの理解、その下に支援を考えてくださるか。もともと私、心理学が専門なのでそういう言い方になってしまって恐縮ではあるんですが、もちろん制度を充実させていく中でキーパーソンをどう育てていくか、これが難しい。

結局、私も大学にいたんですけども、ここにいらっしゃる先生方も、大学でそういう支援

者を育てる立場にいながら、こういう場所に出てくると、本当に現場に対応できる力量を持った人を育てられていないという忸怩たる思いがあります。それは、やはり現場で育てていくという視点がないと、それをまた大学や研究機関、養成機関に持っていくということもあるかと思いますが、人材養成とシステムと並行してやっていくことが大切なのではないか、そんなことぐらいしか申せませんけれども。

ありがとうございました。

○石渡会長　ありがとうございました。

当事者のお立場で土田委員や風間委員、何かあればぜひお願いしたいと思いますが。

○土田委員　障がい者親の会の土田です。

結局はお金がないと何もできないのかなと思ったり、でも、相談支援部会の方たちが本当にお困りになって自立支援協議会をつくったらどうだろうかという提案をされていて、最終的に解決に結びつくのは大変なのかもしれませんが、お金に頼らなければいけない部分もあるかとは思いますが、先ほど陶山委員もおっしゃっていたように、商工会議所の力をかりて乗り越えられる部分もあったりしますので、まずはネットワークづくり、障がい者だけで固まらずに周りの人たちに「助けてください」と発信していく、そういうことも意外と「言われれば助けるよ」という方もいらっしゃるかもしれないので、「どうしよう」「どうしよう」「お金がない」と言うばかりではなく、ちょうど差別解消法もできましたので、そこをうまく使って地域のネットワークづくりに発展できたらいいのではないかと思います。

それから、今日は「きらり通信」を皆様に配らせていただいたんですけども、ここにいらっしゃる荻野委員が発足された、きらりという重度の方のグループですけども、これを御覧いただくと、重度の方たちが地域の方の力をかりて生き生きと活動されているんですね。

「あとがき」にありますけれども、「生きがいを生み出す人たち」というのは、去年ボランティアとして参加してくれた若い青年が、御自分のSNSにこのような名前できらりのことを紹介してくれたんですね。

これは若い方も手伝ってくれたり、また、きらりの活動の表もありますけれども、11月の「未定」とあるところは、11月15日にゼルビアのサッカースタジアムの会議室を借りて、地域の皆さんのボランティアでユニカール大会を開催する、重度の人に限らず誰でも参加できるユニカール大会を開催しようということで動いているところです。

自分たちだけでできないことを何とか助けてもらいながら、やっていけたらいいのではないかなと思います。

○石渡会長 ありがとうございます。

風間委員、何かございますか。

○風間委員 いえ。

○石渡会長 まだ議題が残っているんですけども、ほかに「ぜひ」という方がいらっしゃれば。

○堤委員 いろいろ御意見ありがとうございました。

予算をつけて制度を充実させるというのは、もちろん私もずっと思っていて、町田市では重度訪問介護は、まだ気管切開しない限り24時間介助にはならない。実は私は、もうここは最後の砦だと思っているところがあるんですけども、だからそれはもう本当に何とか予算をつけてほしいし、国に対しては重度訪問介護を職場にも学校にも使えるようにしてほしいしというふうに予算をつけたい希望もあるんですけども、ただ、相談支援の現場では、制度はあるのにヘルパーを家に入れたくないから病気を持っているお母さんが子供の世話をしなければいけない、またその逆もあって、本当に家族が瀕している状況があって、では、それでも制度は使いたくないという人たちに具体的にどういうアプローチをするかといったら、それはもう当事者団体との出会いの場をつくるとか、いろいろなアプローチの仕方があると思うので、そういう方法を考えていこう。

それから、地域生活拠点の一番大きな課題としてあったのが緊急時の対応ということで、相談支援部会では緊急時予防対応プランをつくっていて、それを使って、どちらかといえば緊急時に陥る前に対応策を考えておくというコンセプトなんですけれども、ただ、使っているところでは、それがあつたおかげでいざというときの連絡先が分かってとてもよかったといった声もあるんですけども、いま一広まっていない。

では、それを具体的にどう広げていくのか。このお配りした資料の2つ目に書いてありますけれども、事業所連絡会からピックアップしてやっていこうとか、事業所連絡会の中でそれをもっと広めていこうとか、予算の問題ではなく、今ある会議体をどう使ってどういう工夫をしていこうかという話なわけで、私は両面必要だと思っているから、これはもう絶対制度を変えなければまずいよねというところは計画部会のほうの計画にぜひ盛り込んでほしいし、そうじゃなくて、今ある会議体の中でも事例の積み上げとかノウハウを広げていくとか、先ほどあつた商工会議所のお話もそうだし、あるいは社協の〇ごと相談室とかそういったものも——私も実はあまり知らないんですよ。でも、この人にはそういうものを使ったら、例えば手帳が取れていないとか制度の狭間にいる人たちにとっては一つのきっかけをもたらすかもしれない。

そういった——別に自立支援協議会を新たにつくってほしいと言っているわけではなくて、この協議会の中にそういう調整機能を持ったワーキングというか部会というか、もちろん予算がついてちゃんと部会の扱いで運営会議ができればいいけれども、予算がつかなければ、まずは1年間ワーキングで試行してみるのもありだと思うので、そういった方向性をぜひ今後とも検討していただけたらと思います。

○石渡会長　ありがとうございました。

今、いろいろな御意見をいただきましたけれども、今の御意見を踏まえて、今後この協議会が行政と一緒にどう動いていくかというあたり、また委員の皆様からいろいろな情報をいただけたらと思います。

すみません、御意見がおありの方もいらっしゃると思いますが、まだ大事な議事が残っておりますので、議事の2番目として、町田市障がい者プラン27-32の策定についてを準備していただいておりますので、事務局から御説明をお願いいたします。

○森本主任　私からは、資料6について御説明いたします。

資料6では、（仮称）町田市障がい者プラン27-32の策定までの大まかなスケジュールを記載しております。

現在の町田市障がい者プランの計画期間が2021年度から2026年度までであることに伴い、計画期間を2027年度から2032年度までとする（仮称）町田市障がい者プラン27-32の策定に向けた準備を進める必要があります。

計画策定期間は2027年3月を予定しています。そのため、2025年11月までに新しい障がい者プランの方向性を定め、2026年10月までに新たな施策、具体的な取組等を検討し、計画素案として作成する予定です。計画の軸は変わりませんが、環境変化や現状ニーズを反映させていく予定です。

2026年11月に計画素案に対するパブリックコメントを実施して、市民の皆様から広く意見を募集し、2027年1月開催予定の町田市障がい者施策推進協議会にて次期障がい者プランの答申案を諮り、2月に町田市長へ（仮称）町田市障がい者プラン27-32の案を答申、2027年3月に計画を策定し、同年4月から新しい計画としてスタートする予定です。

資料の説明は、以上です。

○石渡会長　ありがとうございました。

このプランをつくるのもこの協議会の大事な役割ですので、こういうスケジュールで進むということを確認していただいたと思いますが、ぜひこのことを質問したいといった委員はいら

っしゃいますでしょうか。

では、これは確認しておいていただいてということで。

次に、次第【4】その他ですけれども、（仮称）町田市手話言語条例の制定に係る検討についてということで、手話通訳者のことなども計画部会で話題になっていたと思いますので、御説明をお願いいたします。

○鈴木係長 資料7「（仮称）町田市手話言語条例の制定に係る検討について」を御覧いただきたいと思います。

時間の都合もございますので、少し説明をはしる箇所と重点的に御説明する箇所を分けてお話しさせていただきます。

町田市では2025年度——今年度から（仮称）町田市手話言語条例の制定に向けた検討に着手いたします。条例の検討に当たっては、先ほど来、出ています障がい者差別解消条例の検討体制と同様に、作業部会を設ける予定としております。そのため検討の流れ、考え方について、この概要で御説明させていただきたいと思います。

項目としては、1番、条例制定の背景・目的、2番、条例制定に向けた課題認識、2ページの3番、検討スケジュール（予定）の3項目について御説明させていただきます。

まず、条例制定の背景・目的ですけれども、真ん中の四角から上はこれまでの経過を書いていますので、説明を省略させていただきます。内容については御一読いただければと思っております。

ただ、今回の条例制定に向けた動機づけですけれども、2022年9月に東京都の手話言語条例ができました。ただ、こちらは東京都全域に網をかける条例で、様々な地域性がございまして、緩やかな努力規定がされているのみでございまして、聴覚障がいのある方々の日常生活のバリア解消に資するには十分でないことが聴覚障がいに関連する5団体、本日、砂田委員にも御参加いただいておりますけれども、聴覚障害者協会を含めた5団体から言語条例をつくってほしいという御要望をいただきました。

市ではその内容を受け止めつつ、町田市で設けております「まちだ未来づくりビジョン2040」において、なりたいまちの姿の1つとして「誰もがホッとできるまち」を掲げ、全ての人が互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会の実現を目指してございます。その中には当然、聴覚障がいのある方が意思疎通を行う権利を保障し、コミュニケーションの手段である手話が言語として尊重される社会をつくる必要だと考えております。

そのため、聴覚障がいの理解促進や手話言語の普及啓発をすることで、聴覚障がい者と健聴

者が相互理解の下、共生する地域社会を実現するために言語条例を制定していくという考えで、これから準備を進めてまいりたいと考えております。

こちらの制定に向けた課題認識が2項目めです。

我々は毎年、歴史的に言うともう何十年もずっとやってきているんですけれども、市が毎年5月に開催している手話通訳者利用者懇談会というものがございます。これはすごく個性的な取組なんですけれども、手話を使われている聾者の方々に毎年1回集まっていただいて、手話通訳制度などの検討課題への御意見を聞く場を年1回、設けております。

今年度については手話言語条例の制定に向けた期待、どういうものをつくってほしいか御意見を聞く機会を設けさせていただきました。その中で出た意見が2ページ、大きく3つに整理させていただいております。細かい内容は御一読いただきたいと思いますけれども、大きく3点、手話の普及・啓発と、聴覚障がい者への理解、手話通訳者の設置範囲の拡大や技術の向上という御意見をいただいております。

ただ、こちらの内容を細かく読んでいくと、手話を必要とする聴覚障がいがある方の中でも、手話が言語として尊重される地域社会としてどのような姿になってほしいのか、考え方に違いがあります。聾者の方々にも違いがある。そのため、2025年度にアンケート調査を通じて御意見をお聞きする予定の健聴者の方にも当然考え方に違いがあることが想定されますので、手話言語条例の検討プロセスそのものを通じて共通認識をつくっていくことが重要だと考えております。

それを受けて、次の検討スケジュールを定めさせていただく予定ですが、こちらについては重大な環境変化がございまして、記載内容を改めなければならない内容がございしますので、お聞きいただきたいと思います。

2025年度の検討スケジュールとしまして、この表に今「8月」と書いてありますけれども、施策推進協議会が10月2日になったと聞いておりますので、この「8月」を「10月2日」と読み替えていただきたいと思います。こちらの協議会において手話言語条例制定に向けた諮問を行う予定としております。そのときに、併せて検討部会の設置協議を行わせていただきたいと思います。

そのため、次は「10月頃」と書いてありますが、10月下旬とか、重ならない時期に第1回の検討部会を設置して、検討に着手することを予定しております。

こちらの検討スケジュール、これから先をどうするか考えたときに、2行目にありますように「国会で審議される予定の「手話に関する施策の推進に関する法律」の法案公表後、市区町

村の責務に関する規定を確認したうえで、今後の障がい者施策推進協議会に改めて報告します」としていただんですけども、6月18日に手話施策推進法が国会で審議されまして、可決・成立しました。実は直前まで法案が全く出ていなかったんですけども、直前に法案が公表されまして、この内容は成立しております。

こちらについては現在、条文を精査中です。実際、市町村の責務は都道府県、市町村に限らず「地方公共団体」という言い方で様々な責務が規定されているんですけども、その内容を含めてどのような検討をしていくかを検討させていただいた上で、改めて10月の障がい者施策推進協議会においてスケジュールをお示しさせていただきたいと考えております。

なので、これまでは法律ではできない世界において検討するという考えで準備を進めていたんですけども、今回、手話施策推進法が成立いたしましたので、その内容を踏まえた検討体制や検討スケジュールを改めてお示ししたいと考えております。

手短ではございますが、説明は以上です。

○石渡会長 ありがとうございます。

このテーマは、やはり砂田委員にぜひ御意見を聞かなくてはと思うのですけれども、どうぞ今、お考えのことを御発表していただけたらと思いますが。

○砂田委員 砂田です。

手話言語条例について言えば、手話というイメージが日本手話、日本語対应手話、いろいろ幅広くございます。その中で、皆さんが安心して生活できる手話言語条例を目指していろいろと考えていただければ嬉しく思います。

○石渡会長 ありがとうございます。

この件に関して、ほかに御意見がおありの方はいらっしゃいますでしょうか。

私は町田の差別解消の条例に関わりましたが、これはもう国のレベルをはるかに超えてすばらしい条例になっていると思うので、ぜひ根づかせてほしいと思っています。今、国の動向を見ながらとおっしゃったんですが、町田のほうでしっかり受け止めていったらまた国を超える条例ができると思いますので、皆さん、御協力をお願いいたします。

それでは次に、きらりについては先ほど情報提供していただいたので、ほかに何か情報提供とか、全体を通して「このことを」という御意見がおありの委員がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。

○森本主任 最後に情報提供といたしますか、報告になります。

かねてから町田市障がい者施策推進協議会にて報告させていただいておりました、町田市に

おける日中サービス支援型グループホームの件でございます。

2025年5月1日付で東京都が指定し、正式に開設となりまして、町田市において初めて日中サービス支援型グループホームが開設されました。名称は「AMANEKU町田野津田町」、場所は野津田町、薬師池公園の近くにある事業所でございます。

定員は、男性10名、女性10名、合計20名の事業所になります。

報告は以上です。

○石渡会長 ありがとうございます。

今日は自立支援協議会の役割などについて、本当に問題提起をした段階かと思います。これからじっくり詰めていかなくてはいけないと思いますので、10月2日になってしまいますが、皆様またいろいろ御意見をいただければと思います。何かあれば、その都度、事務局にお願いしたいと思います。

それでは、最後のほうは駆け足になってしまいましたけれども、今日の審議事項については終了させていただいて、進行を事務局にお返しいたします。

○笹川担当課長 石渡会長、ありがとうございます。

次回の協議会ですが、本日の次第の下のように「9月中旬」と記載しておりますが、先ほどから、お話ししておりますとおり10月2日に設定させていただきましたので、次回は10月2日木曜日の同じ時間ということで、会場についてはまた御案内したいと思います。会場を含め詳細については、後日、開催通知を送らせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして2025年度第1回町田市障がい者施策推進協議会を閉会いたします。

お車でお越しの方は事務局に駐車券を御提示いただければと思います。

本日はありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

午後8時31分 閉会